

医療保険課

医療局や保険局を名乗る電話にご注意ください！！

県内において、自宅の固定電話や個人の携帯電話に、医療局や保険局を名乗り、「あなたの保険証が不正利用されました。」などといった自動音声電話での不審電話が相次いでおります。

このような電話は詐欺です。自宅の固定電話でも携帯電話でも、ナンバーディスプレイや着信拒否設定などの機能を活用して「知らない人（番号）からの電話には出ない」ようお願いします。

電話を受けて不審に思われた場合は、警察相談ダイヤル（#9110）またはお近くの警察署にご相談ください。

新着情報

令和7年度 第1回奈良県国民健康保険運営協議会の開催について

[一覧へ](#)

開催案内

令和7年度 第1回 奈良県国民健康保険運営協議会を開催します。

日時：令和7年10月31日（金曜日）14時00分～15時00分

場所：奈良県経済倶楽部 5階 大会議室

主な議事

子ども・子育て支援金制度の創設について 他

傍聴について

1 傍聴の定員等

- (1) 傍聴席は、一般席と報道席に分け、一般席の定員は原則5名とします。
- (2) 傍聴の受付は、先着順とし、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴希望者は、会議開催当日に、所定の場所、時間に集合してください。
- (2) 傍聴希望者は、会議開始30分前から開始予定時刻までに受付で氏名及び住所を記入してください。

3 傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により議事に対する賛否を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード、鉢巻き、ゼッケンその他これらに類するものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議事の審議に入る場合で係員の指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が3の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

[報道発表資料\(pdf 106KB\)](#)

開催報告

上記の日程で協議会を開催しました。

[【名簿】\(pdf 59KB\)](#)

[【次第】\(pdf 40KB\)](#)

[【資料】\(pdf 1317KB\)](#)

[【議事録】\(pdf 131KB\)](#)